

お断わり

広報あたりは現在不定期発行となっています。巨理・逢隈・吉田西部地区、吉田東部の一部地域は行政区長を通して各家庭へお届けします。また、避難所、主なスーパー・コンビニ等で配布します。

# 仮堤防 秋までに

## 強固な堤防構築を 国に要望

壊れた堤防の応急的な復旧工事がはじまりました。東日本大震災では、阿武隈川の河口から吉田浜までの約七キロにわたって堤防が破壊され、堤防の内側には土砂が削り取られた運河のようなものが出ています。

町内の堤防は、場所によって一部残っているものの、コンクリートが粉々に破壊されている箇所が多く、高潮による浸水や、さらに侵食される危険もあることから、町では早急な対応を国・県に要望しています。

阿武隈川の河口は、国土交通省が盛土をするなどの応急



津波によって粉々に破壊された荒浜五丁目の堤防

## 震災復興推進課を新設 巨理町議会臨時会

震災後初となる巨理町議会臨時会が五月二十五日、仮設庁舎会議室で開催され、開会前に震災で犠牲になられた方々に黙とうを捧げました。

齋藤町長は行政報告のなかで、「巨理町の復興は多くの時間と財源が必要となっている。国・県各方面の支援を受けながら町民一丸となって復興を推進していきたい」と述べました。

## 復興のため建築を制限します 巨理町長 齋藤 邦男

被災された皆様によりお見舞い申し上げますとともに、犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

町では、被災された皆様が一日も早く被災前の生活に戻れるよう、町民の皆様や各種団体の意向を十分に配慮し、新たな視点も加えながら、巨理町の「再生」を目指すことにしています。現実問題として、「元の場所に住むことができるのか」ということが、皆様が最も知りたいことであることは重々承知しております。

将来にわたって、夢と希望の持てる町にするためには、防災と減災、そして住みやすさを兼ね備えなければならぬと考えており、しっかりとしたまちづくりの計画を立てなければなりません。計画は、これから有識者や被災者代表など

### 巨理町の被害状況

(6月1日現在)	254人
死者	13人
行方不明者	13人
避難所人数	5箇所
避難所人数	3月13日 6155人
	5月24日 663人
(4月30日現在)	2051棟
全壊	160棟
半壊	383棟
一部損壊	114棟

工事を進めており、まもなく完了する予定です。また、五丁目から荒浜海水浴場付近までの漁港海岸、吉田浜まで伸びる農地海岸については、破壊箇所をまず梅雨に備え二メートルの盛土工事を行い、その後台風シーズン前の秋までに五メートルの仮堤防を築く予定です。

まだ国から高さや幅などの方針が示されていないものの、現段階で農地海岸は平成十四年夏頃に着手する計画になっています。堤防の規格は今後の防災やまちづくりのポイントにもなることから、町ではより強固な堤防の構築を国・県に要望していきます。

### 一般会計補正予算の主な事業

仮設庁舎(プレハブ)リース代等	3,280万5千円
荒浜保育所仮設園舎設置等	1,705万9千円
災害救助経費	16億3,942万6千円
防災行政無線移設事業	2,600万円
スクールバス運行事業	360万円
小中学校災害復旧事業	669万7千円
災害廃棄物処理事業	34億4,420万4千円

## 希望と不安 やる気を持つ政策に期待

中南米産のアセロラを栽培している伊藤正雄さん(鳥屋崎)のハウスには、十三年かけて大事に育てたアセロラが四百本ありました。ルビーのように輝く果実は、希少価値の高い生食用として出荷され、また「アセロラ酢」などの加工品も順調に販路を広げていました。

しかし、東日本大震災で鳥屋崎地区にも二メートルを超える津波が押し寄せ、すべてのアセロラが枯れる被害を受けました。伊藤さんは、「がっかりしてハウスに入るのが嫌だった。自宅の片付けに没頭していたら、アセロラが、五月十八日にピンク色の小さな花を咲かせました。伊藤さんは「メカニズムはわからないが、塩水で一時的に仮死状態となり、五月の暖かさが新芽が動き出したのではないかと話していました。あきらめていただけにその喜びもひとしおだったと思います。」「桜のように花を咲かせた後に枯れてしまうのではないかと不安の表情を浮かべていました。伊藤さんは、少しずつ野菜などを栽培しながら生活を営んでいくことにしていますが、「農業に希望とやる気を持つ政策に期待したい」と話していました。



(芽吹いたアセロラを手入れする伊藤さん)

## 家屋撤去の最終判断 7月31日まで

がれきの撤去は、みなさんが立てた旗を目印に、荒浜・吉田の八ブロックから範囲を広げていますが、住宅密集地では黄色旗の間に赤旗があるのが現状です。みなさんから、いつ撤去されるのかと問い合わせがありますが、現場の作業状況によって進み具合が異なるため、お答えするのが難しい状況です。時間がかかっていますが、町は責任をもってがれきを撤去する方針は変わりなく、重機二百五十台、ダンプ百六十台を増強して、スピードアップを図る年内の完了を目指しています。ご理解くださいますようお願いいたします。

また、家屋の撤去などの判断に迷っている方は、七月三十一日までに最終的な意思表示の旗を立ててください。被災車両は、公共ゾーンに仮置き車(軽自動車・普通車)については、公共ゾーンに仮置きしてあります。所有者のみならず、廃車の手続きをお願いしています。また、車両の処分については、原則所有者にお願いしていますが、大きな場合は自動車リサイクル法に基づき町で対処します。仮置きしている車両のリストは巨理町のホームページでお知らせしています。お問い合わせ先 企画財政課 (☎三三三〇一五〇五)

### り災証明書(地震)の申請はお早めに

り災証明書(地震)の申請受け付けは、6月24日(金)までです。なお、津波被害に関するり災証明書の受け付けは行っています。農地のり災証明は農業委員会へ受付中 (☎0223-34-0504)

### FMあおぞら

周波数 FM79.2MHz(震災の日に)へ防災無線の放送内容、生活情報、復興を支援するための情報など 放送時間 8:00~19:00 (8時~10時・12時~)に情報提供放送情報をお寄せください。 FMあおぞら直通電話 ☎0223-32-2293

### ほっとメール便

巨理町メール配信サービス 防災安全情報メール ansin-watari@wbi.jp 東日本大震災に関連する情報や防災無線の放送内容を配信

## 復興半ばで去る人々

人命検索に当たった愛知県緊急消防援助隊の解散式が四月二十四日、悠里館前の駐車場で行われました。齋藤町長はあいさつで「四十二日間にあたり延べ二〇〇九人の隊員のみならずご支援をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。みなさんの活動や一生忘れず、復興へ向けまい進していくことを約束します」と感謝の言葉を述べました。

豊田消防本部の竹内康剛さんは「(被災地を)自分の目で確認し災害の大きさを再確認した。ほくらがやっていた範囲は少なかつたかもしれないが、少しでも役にたっていたら嬉しい」と話していました。

一方、三月十三日から行方不明者の捜索やがれき撤去、生活支援を行ってきた陸上自衛隊第十師団も任務を終え、帰路につきました。五月二十四日、巨理町役場で行われた帰隊式で戦車大隊の渡瀬隆二隊長は「町民のみならずから手を振っていただき、がんばれば、ありがとうと逆に励まされ本当に感謝をしています。復興半ばにして部隊へ帰ることは断腸の思いですが、復興した巨理町へ必ず訪れることを約束します」と涙を浮かべながら別れのあいさつをしました。

第十師団は、これまで延べ九五〇五人の隊員が活動を行い、町民との交流も深めてきたこともあり、帰隊を惜しむ町民らが小旗を振って見送る姿がありました。がれき撤去などの支援は、東北方面隊へ引き継がれ、地元自衛隊が任務に当たっています。

## 放射能測定結果を周知 6月からFMあおぞらでも

福島第一原子力発電所の事故に起因する巨理町の放射能測定結果を六月からFMあおぞらでも周知します。放射能については、十分理解したうえで参考にしていただく。巨理町には固定した測定施設がないため、宮城県の移動測定車で測定した数値をお知らせします。測定結果は、巨理町ホームページに掲載するほか、FMあおぞらでも送ってもらえます。

## 「ハンドパワー」で笑顔に 5月5日子どもの日「復興祭」

子どもたちの笑顔を取り戻そうと五月五日、巨理町「こどもの日」復興祭が行われました。これは、巨理町と企業誘致を通じて知り合った東京の若手経営者グループが、避難所生活を強いられている子どもたちに、外で元気に走り回って楽しい時間を過ごして欲しいと企画しました。

この日は「ハンドパワー」でお馴染みのミスターマリックさんと、愉快なマジックを披露するマジック師のマジックショーが行われ、子どもたちは目の前で起こる不思議な魔術に驚きながら「どうして」「なんでも」と出演者を質問攻めにしていました。また会場では、自衛隊第十師団音楽隊による演奏会や約二十の出店が軒を連ね、来場者は芝生に腰掛けて、春の清々しい空の下で久しぶりの笑顔を見送っていました。

## 巨理町社会福祉協議会 ボランティアセンター お知らせ

町民のみならずには、避難所の炊き出しなどにご協力をいただきありがとうございます。被災地では、家屋内外に溜まった泥や砂、がれきの除去などに、毎日県内外からボランティアが訪れ、支援をいただいています。また、町内中学生や高校生もできる範囲のなかで、積極的に活動しています。町民が力を合わせ、復興を目指すべきです。みなさんのご協力をお願いします。問い合わせ先 巨理町災害ボランティアセンター ☎080(4076)19006 ☎090(6853)1097

被災したみなさん、遠慮しないでご連絡ください。

## 税金

◆**平成23年度の合算町税（住民税、固定資産税、都市計画税）について**  
例年6月中旬に合算町税の納税通知書を発送していましたが、今般の震災の影響により8月中旬の発送になります。納期は8期（8月から翌年3月）に分けて納入することになります。納税義務者の方にはご迷惑をお掛けしますがご理解とご協力をお願いします。

◆**住民税特別徴収義務者の事業所様へのお知らせ**  
例年5月中旬に住民税特別徴収義務者の事業所様へ納税通知書を発送して6月分から徴収業務を実施していただいておりますが、今般の震災の影響により納税通知書の発送は7月中旬になります。なお徴収開始時期は8月から翌年5月の10回に分けて納入になります。事業所様にはご迷惑をお掛けしますがご理解とご協力をお願いします。

◆**平成23年度土地および家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧並びに課税台帳の閲覧について**  
この度の震災により、4月1日から予定していた固定資産税に係る土地および家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧並びに課税台帳の閲覧については、7月1日（金）からに延期しました。

※なお、申請時には本人確認のため、申請者の身分を確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）が必要です。
**期 間** 7月1日（金）～8月末日（予定）8:30～17:15(土・日・祝日は除く)
**場 所** 税務課
🗺 税務課 課税班(☎34－1112)

◆**平成23年度国民健康保険税暫定賦課について**  
毎年6月に実施していました国民健康保険税暫定賦課は震災の影響により行わないことになりました。

平成23年度国民健康保険税の納税通知書は7月15日に郵送します。

納期については、9期(7月から翌年3月)に分けて納入することになります。

🗺 保健福祉課 保険給付班 (☎34－0501)

## くらし

**雑草は伸びていませんか？近所の迷惑になっていませんか？**  
草木が生い茂る季節になりました。雑草繁茂は害虫の発生源となり近所に迷惑をかけたり不法投棄をされやすくなります。土地所有者のみなさんは、定期的な除草をするなど適切な管理をお願いします。

🗺 町民生活課 生活班(☎34－1113)

**6月から粗大ごみの受け入れを再開します**  
**受付場所** 名取クリーンセンター（名取市愛島笠島字東南沢114）岩沼清掃センター（岩沼市南長谷字山小屋74－36）**受付日時** 木曜日のみ 9:00～11:30、13:00～16:00**受付品目** 粗大ごみ、草木類、タイヤ、廃家電  
※岩沼清掃センターは粗大ごみ(畳・布団を除く)のみの受け入れ  
※有害・危険ごみは搬入できません  
※料金につきましては、ごみカレンダーの最後のページをご参照ください  
今年度の日曜開所日については、名取、岩沼、亶理の3施設とも中止します。

🗺 町民生活課 生活班(☎34－1113)

**平成23年度福祉タクシー・自動車等燃料費助成券の交付申請はお済ですか？**  
**在宅で生活**する心身に重度の障害のある方に対して、社会参加の支援として、福祉タクシー利用助成券または、自動車燃料費助成券のどちらか一方を交付します。お早めに手続きをしてください。**対 象**  
**在宅**の65歳以上の方で、次の手帳をお持ちの方  
①身体障害者手帳1・2級  
②療育手帳所A判定  
③精神障害者保健福祉手帳

**【65歳未満の方】**  
上記65歳以上の対象要件のほか、町民税の所得割が課税されていない場合、該当となります。

**申込場所** 保健福祉課・遼隈支所  
交付日時は申請者へ改めてお知らせします。

**持 ち 物** 障害者手帳等・印鑑・車検証（自動車燃料助成券を申請する方）**🗺 保健福祉課 福祉班(☎34－1114)**

**震災に便乗した悪質商法や詐欺などにご注意ください！**

東日本大震災に便乗した悪質商法や詐欺が横行しています。冷静な判断が難しい局面ですから、より慎重な対応を心がけましょう。

**【事例】**  
◆「このままでは次に強い地震がくると倒壊の恐れがある」とと不安をあおり、修理契約をせまる  
◆「行政から補助金が出る」との虚偽説明をし、家屋の修理を契約させる  
◆電話で「義援金を振り込んでほしい」「復興支援の義援金として貴金属を売ってほしい」「売り上げの一部を義援金にするので北海道のカニを買ってほしい」などの話を持ちかける  
◆「生活費を貸し出す」と言って返済保証金や手数料の名目でお金を振り込ませる  
◆放射能などの危険性をあおり、効果のない器具やサプリメントを売りつける  
◆「地震関連情報」などのタイトルでメールを送り、クリックすると出会い系サイトに登録、多額の登録料を請求する悪質な業者はさまざまな手口で勧誘してきます。断つてもしつこく契約をせまったり、契約を急がせる業者には特に注意が必要です。義援金については、振込口座が信用のおける団体の正規のものであることを必ず確認してください。  
相談は、町民生活課(☎34－1113)へ。

**津波で流出した写真等の拾得物の公開および返還を行っています。**  
**期 間** 8月上旬まで  
**時 間** 毎日 10:00～15:00  
**場 所** 亶理町公共ゾーン内  
大型テント(悠里館東側)  
※貴重品・動産等は亶理警察署(☎34－2111)へお問い合わせください。**🗺 企画財政課(☎34－0505)**

### 自動車

**取得税や自動車税が免除になります**  
震災により自動車が被災し自動車を買換えた場合、買い換えた自動車の取得税や平成25年度までの自動車税が免除になります。  
買い換えた自動車が・・・  
**【普通自動車の場合】**  
最寄の県税事務所にご相談ください（仙台南県税事務所☎022-248-2961）  
**【軽自動車の場合】**  
亶理町税務課(☎34－1112)にご相談ください

**必要書類の例**

・東日本大震災による被災自動車の代替自動車に関する届出書または軽自動車税非課税申請書  
・代替自動車の車検証の写し  
・被災車両の登録事項等証明書または検査記録事項等証明書など  
※備考欄に「被災車両」の記載があるもの原動機付自転車等も対象となります。届出窓口や書類は手続状況により異なりますので、まずはご相談ください。

**軽自動車税に関するお知らせ**  
今年度の軽自動車税納税通知書は、震災の影響により8月発送になります。（納期限は平成23年10月31日）これに伴い、平成22年度軽自動車税納税証明書（継続検査用）の有効期限が平成23年10月30日に延長されますので平成23年5月30日有効期限の納税証明書は、引き続き保管していただき、車検を受ける際にお持ちください。  
また、身体障害者などにかかる減免申請の受け付けは平成23年10月24日までと変更になります。**🗺 税務課 課税班(☎34－1112)**

## ペット

**狂犬病個別予防注射について**  
6月より動物病院での接種が可能となります。詳しくは、動物病院にお問い合わせください。  
なお、狂犬病集合予防注射は、秋ごろを予定しています。

**犬猫の保護について**  
塩釜保健所岩沼支所では、震災以降に保護された犬猫を預かりしています。なお、情報は、ホームページで写真等を確認できます。  
http://www.pref.miyagi.jp/sd-hohuku/hogoken/hogokeniwanuma.htm  
※震災後に犬猫を保護された方は、ご連絡をお願いします。**🗺 塩釜保健所岩沼支所(☎22－2188)**  
**🗺 町民生活課 生活班(☎34－1113)**

## 下水道

**下水道事業受益者負担金について**  
平成23年度の下水道事業受益者負担金は下記のとおり取り扱います。**【平成23年度公示分(平成22年度工事)】**  
1年間徴収を延期します  
**【平成19年度公示分から平成22年度公示分(平成18年度から平成21年度工事)】**  
被災した荒浜地区に関しては当分の間徴収を猶予します。  
その他の地区(亶理・遼隈地区)は、6月15日(水)に該当者の方へ納入通知書を直接郵送します。この負担金は下水道建設の貴重な財源となりますので期限内に納入されるようお願いします。

<b>納期限</b>	<b>第1期</b>	6月30日(木)
	<b>第2期</b>	9月30日(金)
	<b>第3期</b>	平成24年1月4日(水)
	<b>第4期</b>	2月29日(水)

※下水処理施設が津波の被害を受けています。節水にご協力ください。**🗺 上下水道課(☎34－0515)**

## 被災者支援

**災害援護資金(貸付金)**  
災害により世帯主の方が負傷した世帯や、住居・家財に損害を受けた世帯の生活の立て直しのための資金を貸し付けます。

**貸付の対象となる世帯**  
被災日（3月11日）現在で、亶理町内に住所を有し、世帯主が1ヶ月以上の負傷を負った世帯または住居・家財等に大きな被害があった世帯  
**貸付における所得制限額**  
世帯の平成21年分の総所得金額が、次に定める額未満の世帯。  
世帯人数・総所得金額（所得税法における総所得金額）  
1人……………220万円  
2人……………430万円  
3人……………620万円  
4人……………730万円  
5人以上……1人増えるごとに730万円に30万円を加えた額  
住居全体が滅失・流出した場合は、世帯人数に関わらず、1,270万円

**貸付限度額**  
①…世帯主が負傷し、療養期間が概ね1カ月以上の場合の額  
②…世帯主に概ね1カ月の負傷がない場合の額

●家財および住宅に損害のない場合  
①150万円 ②－  
●家財の概ね1/3以上が損壊を受けた場合  
①250万円 ②150万円  
●住居が半壊・大規模半壊の場合  
①270万円(350万円)  
②170万円(250万円)  
●住居が全壊の場合  
①350万円 ②250万円(350万円)  
●住居の全体が滅失・流出の場合  
①350万円 ②350万円

※居住の損害について  
・被災した住居を立て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊すなどの事情があるときは、( )内の金額となります。  
・住居については、原則として自己所有が対象となります。ただし、賃貸住宅でも、居住全体の滅失・流出や半壊・全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。

**貸付条件**  
①利率：連帯保証人あり 無利子  
連帯保証人なし 年1.5％  
(据置期間中は無利子)  
②据置期間：6年  
③償還期間：13年(据置期間含)

**申 込 人**  
申込人は、被害を受けた世帯の世帯主（主として、その世帯の生計を維持する方）です。  
**申込受付期間**  
6月1日(水)から  
(月曜日～金曜日)の8:30～17:00)  
**申し込みに必要な書類等**  
申込人と連帯保証人と異なりますので、詳しくはお問い合わせください。**🗺 保健福祉課 福祉班(☎34－1114)**

### 6月は土砂災害防止月間

土砂災害は集中豪雨や長雨が引き金となって起こる場合がほとんどです。一般に1時間の雨量が20ミリ以上で降り始めから100ミリ以上になると警戒が必要です。危険な場所、異常な箇所を見つけたときはご連絡ください。**🗺 都市建設課 都市整備班(☎34－0507)**

## 保健・医療

**骨粗しょう症検診中止のお知らせ**  
7月に骨粗しょう症検診を予定していましたが、会場等の都合により中止することになりました。来年度受診されまようお願いします。

**🗺 保健福祉課 健康推進班(☎34－0524)**

**胃がん検診について**  
5月から延期していました胃がん検診を下記のとおり実施します。先に申し込みをされている方には、6月上旬に受診票を郵送します。追加で申し込みをされる方は、保健福祉課へ申し込んでください。  
**対 象 者** 30歳～79歳までの方（昭和7年4月2日～昭和57年4月1日までに生まれた方）  
**実施期間** 6月20日（月）～7月3日（日）※土・日曜日も実施します  
**会 場** 保健センターほか  
**申込期限** 7月1日(金)  
**🗺 保健福祉課 健康推進班(☎34－0524)**

### 休日当番医

**6月12日**  
浜吉田駅前内科（浜吉田西・33－7377）  
木内歯科医院(岩沼市・22－2627)  
**6月19日**  
平田外科医院(山元町・37－4055)  
斉藤歯科医院(早川・34－8241)  
島田歯科医院（名取市・022－383－0763）

**6月26日**  
やべ内科クリニック(吉田・34－3003)  
心友歯科医院(岩沼市・25－6444)  
※診療は午前9時から午後5時までです。急患のみの診療です。変更される場合もありますので、新聞等でご確認ください。

### 乳幼児健診・母子手帳発行

**乳幼児健診**(会場:保健センター)  
**3・4ヵ月健診**(23年2月生)  
6月15日(水・受付13:00～13:30)  
**6・7ヵ月健診**(22年11月生)  
6月14日(火・受付9:30～9:45)  
**1歳8ヵ月健診**(21年9月生)  
6月23日(木・受付13:00～13:30)  
**2歳6ヵ月歯科健診**(20年12月生)  
7月6日(水・受付9:30～9:45)  
**3歳6ヵ月健診**(19年11月生)  
6月8日(水・受付13:00～13:30)  
**母子手帳発行**(会場:保健センター)  
6月13日・20日・27日  
**受 付** 9:00～9:15  
**🗺 保健福祉課 子ども家庭班(☎34－1114)**

## 相談

◆**消費生活相談**  
消費者と事業者間のトラブルなど  
**日 時** 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～15:45  
**場 所** 町民生活課  
◆**行政相談**  
国、県、町の仕事についての要望や苦情  
**日 時** 6月27日(月)10:00～15:00  
**場 所** 町民生活課  
**申込🗺** 町民生活課 生活班(☎34－1113)

◆**生活困りごと相談会**  
法律の専門家、司法書士による無料相談会  
**日 時** 6月11日(土)、12日(日) 10:00～17:00  
**会 場** 亶理町中央公民館  
**🗺 宮城県司法書士会(☎022－263－6755)**

◆**障害者(児)相談**  
障害者(児)の福祉に関するさまざまな問題についての相談  
**日 時** 6月9日、16日、23日、30日(木) 10:00～15:00  
**場 所** 中央公民館 茶室  
**🗺 保健福祉課 福祉班(☎34－1114)**

## 社会教育施設

**社会教育施設の利用開始について**  
東日本大震災対応のために閉館しておりましたが、会場等の都合により再開してあります。  
○亶理町中央公民館の一部  
○亶理町働く婦人の家の一部  
○亶理町立図書館  
○亶理町立郷土資料館  
**🗺 亶理町中央公民館(☎34－3111)**  
亶理町働く婦人の家(☎34－5489)  
遼隈公民館(☎34－1715)  
亶理町立図書館(☎34－8700)  
亶理町立郷土資料館(☎34－8701)  
※亶理公園(野球場・テニスコート)、あぶくま公園運動場(野球場・ソフトボール場・サッカー場)、亶理町中集会所の利用は5月から再開しています。

**図書館閉館時間変更のお知らせ**  
閉館時間をしばらくの間変更しますのでご協力をお願いします。  
**閉館時間** 10:00～18:00  
※今回の震災により図書館資料を流失・汚損された方は、来館のうえ手続きをお願いします。  
**🗺 図書館(☎34－8700)**

### 子育て支援

○**始まりの会**  
6月9日(木) 10:00～11:30  
○**シャボン玉であそぼう!**  
6月23日(木) 10:00～11:30  
**場 所** 遼隈児童館  
**対 象 者** 町内在住の未就学児の親子  
**募集期限** 6月7日(火)  
**申込方法** 直接または電話で申し込んで下さい  
**申込🗺** 遼隈児童館(☎34－5053)

## 東日本大震災により被災されたみなさんへ医療機関での受診・窓口負担のお知らせです

**6月末までは保険証がなくても、病院などで診てもらえます。**  
※地震の後に他の市町村に移った方も、同じように受診できます。  
●**7月1日からは保険証が必要になります。**  
※保険証をなくされた方は、保険証の再交付を受けてください。

**6月までは被災された方は、診察代がかりません。**  
次に該当し窓口で申し立てを行った方(免除対象者)  
①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方  
②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方  
③主たる生計維持者が行方不明である方  
④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方  
⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方  
⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の 指示の対象となっている方

●**7月1日からは自己負担分の「免除証明書」が必要になります。**

詳しくは、ご加入の医療保険者へお問い合わせください。**🗺 東北厚生局 指導監査課(☎022－206－5217)**

**亶理町国民健康保険・後期高齢者医療の場合**  
保険証の再交付、一部負担金等免除証明、免除対象一部負担金の還付について申請受付を行います。  
**申請受付日** 荒浜地区 6月13日(月)～14日(火)  
吉田地区 6月15日(水)～16日(木)  
上記以外の地区 6月17日(金)  
**受 付 時 間** 9:00～17:00  
**受 付 場 所** 亶理町役場西側仮設プレハブ  
※申請受付日前の受付は行いません

**各申請に必要なもの**  
◆**保険証の再交付申請**(保険証を紛失した方)  
世帯主の印鑑、申請者本人が確認できるもの(運転免許証等)  
◆**一部負担金等免除証明書申請**  
※すでにり災証明書の交付を受けていて該当する世帯には、申請がなくとも6月中に一部負担等免除証明書を送付します。それ以外の方で、上の①～⑥に該当する方は、次の書類に印鑑と保険証を添えて申請が必要です。  
①の場合 り災証明書等  
②の場合で主たる生計維持者が死亡した場合  
i) 死亡診断書または死体検案書  
ii) i)のみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書  
②の場合で主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合  
医師の診断書  
③の場合 警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの  
④と⑥の場合  
i) 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの  
ii) 事業主等による証明書(公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。)  
⑥の場合 避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

◆**免除対象一部負担金の還付**  
※一部負担金免除に該当される方が、すでに医療機関に支払った自己負担額については申請により還付します。  
印鑑、保険証、一部負担金等免除証明書、振込先口座通帳、領収書  
**🗺 保健福祉課 保険給付班(☎34－0501)**

## 採 用

**亶理町中級(保育士)職員募集**  
**募集予定人員** 2人  
昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者で保育士の資格を有する者または平成24年3月31日までに取得見込みの者  
**第一次試験** 7月24日(日) 教養試験、職場適応性検査  
**第二次試験** 8月下旬頃 作文試験、面接試験

**申込方法**  
総務課にある指定申込用紙に記入し提出してください。郵便で請求する場合は封筒の表に「職員採用試験（保育士）申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った返信用封筒(A4サイズの入る大きさで、あて先を明記のこ)を必ず同封してください。  
**受付期限** 6月24日(金)  
※土・日曜日、祝日は除く  
※**郵便受付の場合は6月24日（金）必着**のものに限り受付します  
**申込🗺** 〒989-2393 亶理町字下小路7-4 亶理町役場 総務課 総務班(☎34－1111)

**児童家庭相談員の募集（緊急雇用創出事業）**  
家庭での子育てに関する相談や、個々の家庭への支援を行う児童家庭相談員を募集します。  
**勤 務 先** 保健福祉課  
**業務内容** 子育てに関する家庭等の相談支援業務  
**資 格** 大学、短期大学、専門学校等で児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学履修またはこれに準ずる方。  
**募集人員** 1人  
**勤務時間** 8：30～17：15  
**賃 金** 月額 7,000円から7,500円  
**休 日** 土・日曜日、祝日  
**雇用期間** 6月中旬から6ヵ月間（勤務内容により1回更新）  
**そ の 他** 応募者には面接を行い、採用を決定します。  
**🗺 保健福祉課 子ども家庭班(☎34－1114)**